

第4回総務文教常任委員会会議録

平成28年3月29日（火）

開 会 午前 9時00分

閉 会 午前 9時54分

○会議に付した事件

1. 町からの協議・報告事項について

●総務課

①清里町公共施設総合管理計画について

②福祉避難所について

③組織機構再編について

④きよさと情報交流施設の愛称について

●消防清里分署

①平成28年度斜里地区消防組合消防署清里分署及び清里消防団の主な事業日程について

2. 次回委員会の開催について

3. その他

○出席委員（7名）

委員長	勝 又 武 司	副委員長	加 藤 健 次
委員	村 島 健 二	委員	池 下 昇
委員	河 口 高	委員	堀 川 哲 男
委員	伊 藤 忠 之	※議長	田 中 誠

○欠席委員 なし

○説明のため出席した者の職氏名

■総務課長	澤本 正弘	■総務課参与	本松 昭仁
■企画財政G主査	水尾 和広	■総務G主査	鈴木由美子
■企画財政G主査	横畠 敏樹		
■消防署長	野呂田成人	■消防予防係長	君島 晴男

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長 小 貴 信 宏
主 査 寺 岡 輝 美

●開会の宣告

○勝又委員長

第4回総務文教常任委員会を開催させていただきます。

○勝又委員長

おはようございます。第4回の総務文教常任委員会を開催したいと思います。おおきな1番、町からの協議報告事項について、総務課4点ございます。まず1点目清里町公共施設等総合管理計画について。総務課長。

○総務課長

総務課より4点について報告協議をさせていただきたいと思います。1点目の清里町公共施設等総合管理計画につきましては、さきの委員会におきまして提示をさせていただいたところでございます。今般、内容等を字句等々整理をいたしましたので改めて最終的な計画案をお示しさせていただきたいと思います。2点目の福祉避難所につきましては、今月末に介護老人施設きよさとを福祉避難所として指定していきたいということでございます。福祉避難所とはどういうものかということにつきまして、担当の方から説明させていただきたいと思います。

3番目と4番目につきましては、口頭ではございますが、後ほど説明をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○企画財政G主査

私の方から清里町公共施設等総合管理計画について御説明させていただきます。資料1をご覧ください。以前お示ししました案を取りまして、基本方針という形で作成しております。細かい内容につきまして、2月の委員会でご説明しておりますので変更点のみ説明させていただきます。

6ページをご覧ください。資料の6ページ、公共施設等の現況と将来の見通しの(1)の公共施設の現況についてですが、延べ床面積当初9万3千619.91平方メートルから9万3千428.01平方メートルに変更しております。最終精査により、延べ床面積が減少しておりますので御報告させていただきます。それに伴いまして、30ページをご覧ください。面積の減少の反映をさせております。30ページの方に基本目標を載せておりますが、中ほど10年後の平成35年公共施設の延べ床面積については、9万428.01平方メートルに変更となっております。

今後は、定期点検を引き続き行い予防保全に努め、施設の重要度や劣化状況に応じ、長期的な視点で優先度をつけ計画的に改修更新を行い、施設の長寿命化に努めてまいります。よろしくお

願います。

以上で、清里町公共施設等総合管理計画の説明を終わらせていただきます。

○勝又委員長

ただいま清里町公共施設等総合管理計画についての説明がございました。みなさんから意見等ございましたら。ありませんか。無ければ終わりたいと思います。②福祉避難所について。担当願います。

○企画財政G主査

それでは私から福祉避難所についてご説明させていただきます。1ページをご覧ください。現在介護老人保健施設におきまして、福祉避難所の設置に向けて社会福祉協議会と協議をしております。先ほど課長から説明があったとおり福祉避難所について、簡単に御説明させていただきます。

資料1 福祉避難所とは、をご覧ください。福祉避難所とは、支援の必要な高齢者等が災害時において適切な支援を受けられるよう一般的な避難所とは別に設けられる二次避難所であります。2番福祉避難所解説の流れをご覧ください。災害発生の際避難所を開設され、避難所の中に福祉避難所による受け入れが必要な要援護者等の把握が行われ、開設の必要性について判断がなされ、福祉避難所に指定されている施設に開設要請を行います。施設の被災状況等により福祉避難所の開設の判断を行い開設された場合、一般の避難所から福祉避難所に移送されます。3開設期間についてをご覧ください。開設期間については、災害発生から最大限7日間と災害救助法で基準が定められています。ただし場合によっては、この期間が大幅に伸びる可能性もございます。4福祉避難所の費用についてをご覧ください。福祉避難所の設置については、災害救助法の避難所という扱いになるため、介助員等の配置や要援護者の配慮したポータブルトイレなどが国費負担の対象となります。

以上簡単であります但福祉避難所について説明を終わらせていただきます。

○勝又委員長

総務課長。

○総務課長

補足で説明させていただきますが、今説明した福祉避難所につきましては大災害において、第1次避難所に来られた方の中から要支援の方を第2次避難所の方に移送して、安全を確保していくという内容でございます。ただこの時に福祉避難所と指定されています。清里老健とは十分連携をとりながら受け入れ体制ですとか、その辺は確認をしながら行ってまいりたいというふうに考えてございますのでご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○勝又委員長

ただいま福祉避難所についての説明がございました。委員の皆さんから、池下委員。

○池下委員

高齢者、障害者、妊産婦と書いてありますが、例えば大きな災害があった時、高齢者・障害者は必ずしも老健や清楽園にいる方ばかりではないんだと。自宅にいて家族と住んでいる方がたくさんいると思う。そういった状況の中で大きな災害があったと。やはりお手伝いをしてくれる方は、家のそばにいる自治会の人間が携わることが一番多いといった中において、自治会等も各自治会で、札弦・緑・清里、全部ひっくるめた中で横の連携をとり合っているんだけど、今後町として何年に1回は防災訓練等をやっていますが、どういった強い縦のラインをつくっていくのか。行政と自治会が常にそういった会議等を開いた上で、どういう状況でどういう人が今どういうふうになっているか解っていて縦のラインをちゃんとつくっておくという行政的に考えがあるんですか。

○勝又委員長

総務課長。

○総務課長

池下委員のおっしゃったとおり、大きな災害が起きた時にやっぱり地域でお互い助け合うことが急務になってくると思います。そのためには避難行動要支援者の地域にどうの方がいらっしゃるんだという名簿がなければ、なかなかやっぱり地域においても動けない、行動できないというのが現実になってくるのかなということで、私どもの方では避難行動要支援者名簿というものを策定しつつあります。これにつきましては、個人情報オープンしますよということで、本人の御了解のもとで名簿を作成しておりますので、その辺は各自治会に提示しながら、地域の中で確認をしていただきながら地域の安全に御努力をいただきたいなと考えてございます。

○勝又委員長

池下委員。

○池下委員

先程も言いましたが3年に1度の防災訓練は町で考えているという話ですけど、自治会単位でほとんどそういう会議が私の自治会では自治会単位では行われていないという現状なんです。よその地域のことはちょっと私も解りません。町も自治会にそういった情報を策定しているという話ですけども、個人情報がありますからせめて自治会役員程度に教えた中において、随時自治会でもそういった防災的な会議をやった上でこういうふうな状況になっていますから、何かあった時は、誰がどうというふうに見るかという、その細部に至ってまで浸透させていかないと、実際に起こった時は間に合わない。そこら辺を充分、行政側から各自治会にそういう会議等をやるように行政指導という形でやっていただかないと浸透していかないと。十分踏まえた上でやっていただきたいというふうに思います。

○勝又委員長

総務課長。

○総務課長

自治会において自主防災組織というものを設立しているのは、たしか私の記憶では清里では4つほどの自治会かなというふうに思っております。他の自治会においてはなかなかやっぱり前に進まない。これは現実かなと。今後私どもとしましても実際に組織化しているところを参考にしながら、組織化になっていないところにどんどん積極的にPRしながら、打ち合わせなり会議を進めていきたいと。各自治会に自主防災組織というものが出来るような形で支援なりをしていきたいという考えでございますので、御理解いただきたいと思えます。

○勝又委員長

よろしいですか。池下委員。

○池下委員

個人の住宅に一軒家で、自分で家に入っている方は割と隣の連携とかはあるんです。うちの町、公営住宅は充実しておりますんで、特に公住に入っておられる方というのは、隣近所は解るのかもしれないですが、そういうところも十分浸透していけるようにやっていただきたいと思います。

○勝又委員長

他、委員の方から。河口委員。

○河口委員

この避難所の開設の順序なんですが、災害発生の際避難所を設置し、避難者の中に福祉避難所に受け入れを必要とする要援護者の把握が行われて、初めて開設と順序がなっているんですけど、現実にはこの地区はどういう災害だというイメージがないと、なかなかそういうふうに行かないんで、まず津波についてはありません。何かあるのかなと言うと、長期間の吹雪とかそういうことになる。逆に避難することが安全であるかということそうじゃなくて、事前の避難が必要であるということになると避難所の開設順序は違うんだらうということ。すでにどういう避難所が出来て、避難されている方の中に介護が必要だよと言う人がいて、初めて避難所ができるって順番になっているんでしょうけれども、それは最初から想定した状態で、先ほどの池下議員が言われたように、どういう方が避難しなきゃいけないかははっきりしているわけですから、事前の協力はしっかり早目に。イメージが先に必要なのかなと思うんですよね。

私もひとつ経験ありまして、斜里で津波の時に避難しました。私どもも非難する時、向いの家の車いすの方をどうやって運んだら良いかということを知ったら、それは役場がするから、自分たちが避難してくださいと。実態は目の前にいたんだけど、それはそのままにして非難してくださいと。その方どうなったんだらうかという心配を現実で体験しましたので、事前に言われているように、はっきりしているのは、避難所開設ということじゃなくて、自然に避難するという早目の動作が必要なのかなという気がします。どういう災害があるというイメージが大事なのかなと思うんです。事前の災害のイメージをして、どうやって避難すると良いかというイメージをもって検討された方が良いと思えます。

○勝又委員長

総務課長。

○総務課長

どういう災害かとなると津波等はある程度うちの町は予測できない。考えられるのは、大地震。それと冬の吹雪というのが2つ大きく考えられるのかなというところでございます。

先ほど言ったとおり自主的な組織を作っている組織、自治会においては誰がどこを見ていきますよと、そういう細かな部分まである程度設定しながら、組織化されているというのがありますんで、そこを参考にしながら、先ほど言ったとおり組織化されていないところについては、掲示しながら組織化できるように町としても色々な面で支援をしていきたいと考えてございます。

○勝又委員長

よろしいですか。他にありますか。なければ進みます。

③組織機構再編について。総務課長。

○総務課長

私の方から組織機構再編について、口頭ではございますがご説明をさせていただきたいと思えます。

組織機構の再編につきましては、4月1日におきまして5課1室1醸造所、11グループの組織の見直しを行ってまいります。組織の見直しにつきましては、住民サービスの向上と事務の効率化に努めてまいりたいというふうに考えてございます。なお組織機構の見直しに伴いまして、教育委員会の生涯教育課という名称を生涯学習課という名称の方に改称をさせていただきます。これは先の委員会の御説明で提示させていただいた見直し案の中でも記載はしてございます。今後生涯教育課でなく生涯学習課と名称を改称させていただきますので、よろしくお願いをしたいと思えます。以上でございます。

○勝又委員長

ただいま、組織機構再編についての説明がございました。委員の皆様方から。ありませんか。なければ終わります。④番清里情報交流施設の愛称について。総務課参与。

○総務課参与

私の方から4点目、清里情報交流施設愛称についてご説明をさせていただきたいと思えます。

旧レストハウスにつきましては、正式名称清里町情報交流施設ということで、既に設置条例をさせていただいたところでございます。愛称につきましては昨年末から応募開始しまして、この中身については、広報それからホームページ等で募集をかけたところ230件ほどの応募がありました。さらに関係機関それから職員にも応募を問いかけまして、約250~260件の応募がありました。そういった中で役場の管理職の中である程度を絞らせていただきました。絞った件数が約13件になったわけでありまして、さらにまた事務局も含めながら5件ほどに絞ったわけでございます。その5つがですね。1つ、「きよてらす」それから2つ「きよ〜る」それから3つ「きよぼる」4つ「こむこむ」それから5つ「よってらす」という、この5つの愛称

に選考した中で全職員に投票をさせました。それで、最終的に決まった愛称が2つ目に申し上げました「きよ～る」という愛称にさせていただきたいというふうに思います。この「きよ～る」につきましては、清里の「きよ」と気軽によっていただきたいというという意味合いを込めて、「きよ～る」という柔らかいイメージというような言葉と愛称ニックネームでありますから、なるべく短いと言うと違うかもしれませんが、話しやすい、覚えやすい短めで。そして清里の「きよ」がついて、気軽に誰でも寄っていくようなということで、「きよ～る」に決定をさせていただきたいというふうに思います。「きよ～る」につきましてはカタカナでは無くて平仮名で、きよ～るの、よ～が、例えば、カタカナであればストレートな文字だと思うんですけども、平仮名でやりますので、これがこの～が良いのか、ーが良いのか、今デザインをゴシック字体が良いか、明朝が良いのかといろいろあると思うんですけども、文字デザインについて中身を詰めておりますので、その辺についてはご了承いただきたいというふうに思います。

いずれにしても、最終的に「きよ～る」という形で、これから先この愛称で、早くこの愛称が浸透するように進めていきたいというふうに思いますので、ご了承いただきたい。御了解いただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○勝又委員長

ただいま、清里情報交流施設の愛称「きよ～る」について説明がございました。委員の皆様方から。堀川委員。

○堀川委員

ご苦労様でした。是非とも町民の皆さんに早く知っていただいて「みんなきよ～るに行きましょう。」と認知がされるようによろしくお願いいたします。

○勝又委員長

池下委員。

○池下委員

今、発表あったんだけど、字体が決まってないということなんだけど、言うてはいけないという事ですか。

○勝又委員長

総務課参与。

○総務課参与

名称につきましては、ここが正式発表の場でありまして、もうこれからどしどし言っていただいて良いと思うんですが、デザインについては先ほど言った「きよ～」か、「きよー」か、字体が微妙に変わるかもしれませんが、言葉としてはもう大いに発信していただきたい。ぜひ、逆にお問い合わせというふうに思っております。

○勝又委員長

よろしいですか。河口委員。

○河口委員

もうこれは自由に使って良いということで、よろしいですか。例えばチラシや何かも、もうフリーで良いですと。

○勝又委員長

総務課参与。

○総務課参与

基本的には今申し上げましたとおり、字体をまず固めていきたいというふうに思っています。公式なパンフレットだとか、そういうことについては、大きくなりいろいろ指示がありますんで、そういった部分を専門家に依頼をしておりますので、決まりましたら表記させてほしいという部分があれば御紹介をしてこういうふうに使ってくださいというふうにいきたいと思っておりますが、一般的に例えば今後のイベントごとや情報、例えばそれぞれの任意の連絡事項とかであれば、もちろんそれは使ってもらって良いのかなというふうに思っておりますけども、言葉は決まりましたけども、形が決まってないということで、ペーパーの中で任意であれば書かれても良いのかなというふうに思いますけども、どちらにしてもその形なりが出来次第なるべく早い段階で関係機関にも御連絡していきたいというふうに思いますんで、ぜひ使っていただきたいと。

○加藤副委員長

いつごろ決定するのか。

○勝又委員長

総務課参与。

○総務課参与

5月一杯ぐらいには形をつくるというようにしています。どちらにしても札をつけなきゃならない部分もありますし、そういった部分で形を整えなきゃならない部分がありますけども、専門家がどこまで早められるかということもお願いして、遅くても5月末までには正式にはお伝えしていきたいというふうに思っています。なるべく早めでいきたいと思っています。

○加藤副委員長

その努力は必要と思うんです。基本的にはその字体と言いますか、柄と一体でなければ最初のアピールが一番最初に「きよ〜る」だよとって活字の大きさ、字体の環境と伸ばし方はイメージ的な部分がありますので、一体でないとまずいのかなという。今日提示をしたことに対しては、もう変更はないと思うんですけども、公発表というのは字体と環境がマッチした中で出すというのが理想のような気がするんで、これは控えていただいた方がむしろ良いかもしれないと思うんですよね。イメージ的に言葉では良いけど、字体で愛称が出来ましたと言う時に、どの字体でど

うやって使うんだ、定まっていますよという表現は意味のないことになっちゃうので、そのへん十分な検討をして、その辺の活用、運用の仕方あり方について、これでほぼ決まっているのであれば良いんですけども、字体が完全に決まっているとかそういう形でないとするれば、その辺についてはどうなのかなとちょっと思う部分がある。好きなようにいっちゃって、言葉は一緒だけど、戦術としてインパクトのある環境の中でその辺がどうなのかなと。

○勝又委員長

総務課参与。

○総務課参与

御指摘は非常にごもつともだと。ただ先ほど申し上げましたとおり、これから正式なパンフレットとか当然その施設には看板がつくわけですから、「清里町情報交流施設きよ〜る」というような、それが一体化となるような使い方もありましょし、「きよ〜る」だけの使い方もありましょし、正式名称だけの使い方、いろんな使い方もあると思います。そういった部分で正式なパンフレットだとか、正式なプレス発表だとか、そういう部分があれば、字体については、字体をプレス発表するのか、名前を発表するのかという部分もあろうかと思えますけども、今日については、先ほどご案内したとおり、名前が決まりました。字体は、もう少々お待ちくださいというふうな、ちょっと解りづらいお伝えの仕方かもしれません。ただ、やっぱりスタートも重要でありますし、イメージが変に勘違いされる部分もありますので、まずは名前をお伝えして、こういう字体だとデザインだというふうについては、また改めて御案内していきたいというふうに思いますが、言葉としては発信していただいて良いのかなというふうに思いますが、その字体の御指摘ごもつともだと思えますので、その辺なるべくスピード感を持って早目に正式に伝えていきたいというふうに思います。

○勝又委員長

河口委員。

○河口委員

私は加藤議員と違うので、今大切なのはあそにもう建っていますよという現実の中で、愛称が決まりました。一番新しいホットなニュースの「きよ〜る」の名前が一番大事なことなんだろうと。正式グランドオープンになってからいろんなことが大事じゃないかと思えますけども、今は施設が建ちあがって皆町民が見ています。それがもうみんなに知れ渡って、正式はまだでなくて、一番新しい情報が早く町民に知られるというのが一番大事かなと私は思っています。

○勝又委員長

ほか池下委員。

○池下委員

もう1点聞きたいんですけど、やっぱり交流施設の愛称ということで、皆さん考えたのは、やっぱり町民に愛される事と、交流人口、他町から来た人に印象に残ってもらうとか、インパクト

って大事だと。字体ばかりじゃなくて、例えばインパクトのある色。あそこの所に看板をつくるわけですし、道路標識等のインパクトに色も大切だと。例えば青にするのか。赤にするのか。それともいろんな色をもじって使っていくのかは大切だと。そこら辺町としてどのように考えます。

○勝又委員長

総務課参与。

○総務課参与

正直色については、それほど強く考えておりません。いわゆる表札っていうか、町のグラウンドデザインのロゴだとかそういった意味合いとちょっと違うのかなという認識を持っております。ですので、そういう愛称という部分と色の意味合いというのは、それほど関係ないのかなと。

ただ池下委員おっしゃられるインパクトと言うか、そういった部分はあるのかなというふうに思っています。常に「きよ～る」だったら青が何となく良いから使っていくとか、そういうことは今のところは考えてなくて、場合によってもそういう色を使ってもらっても良いのかなというふうにも捉えています。こういう色にしなければならないとか、いう部分は、今のところ特に考えていないと捉えています。

○勝又委員長

池下委員。

○池下委員

これ多分、5月に出来上がるってことは、そういったことを踏まえて、ある種依頼しているのかなというふうに思うんですけども、やはりどうせつくるんだったら、やっぱり目立つもの。ただきよ～るっていうだけじゃなくて、ぱっと見た瞬間ワっと思えるような、やっぱり色も大切だと。今のところ考えていないということですが、ちょっと考えていただきたいなというふうに思います。私的には。

○勝又委員長

総務課参与。

○総務課参与

十分参考にさせていただきたい。

○勝又委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

御苦労さまですと第一声にくるんですけども、1点だけちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

前からこの愛称の関係が話出た時に、この施設が何の施設なのかと言うことが、他町村の人間にわかりやすく伝わるような愛称がよろしいですねと言う意見が出ていたと思うんですね。その中で、今回の最後5件まで絞った中で、役場職員の方にアンケートを取ったと。そのときに何の施設か他町の方とかにも解るといふことも含めた中で、この5件の中からどれか選んでくださいと言ったのか、ただ単に施設の愛称を5件から選んでくださいと、どっちだったのかとちょっと聞きたいんですけども。

○勝又委員長

総務課参与。

○総務課参与

最初に愛称のコンセプトをまず内部でどうしようかと議論させていただきました。コンセプトというのは伊藤委員御指摘のとおり、この施設がどういうものかというのを解りやすいということにするか、それかニックネーム的なものを重要視するか、その言葉を使って施設がわかりやすいようにするかっていう中身の精査をしまして、両方入れれば良いしょうけども、例えば出た中では清里焼酎観光交流館だとか清里焼酎交流観光交流センターとか、そういった愛称も出たのは確かです。ただ正式名称が清里町情報交流施設で愛称が清里焼酎観光交流センター。どっちが正式名称でどっちが愛称だか解らなくなるねというようになった中で、やはり伊藤議員ご指摘の部分加味しながら、まずは名前を覚えてもらおうというような部分の中で、その中でどういう施設なのかというのを今後浸透させていくのかというようなことを次の段階でもしっかりとやっていきたいなというふうに思うんです。まずどちらに比重を置いたかということになると、名前を覚えてもらうというような部分を基準に置きながら愛称を決めたということでございます。

○勝又委員長

よろしいですか。堀川委員。

○堀川委員

これから専門家の意見も聞きながらデザインですとかも含めて決めていくということですけども、あそこの施設は焼酎工場と一体化した施設でもありますし、焼酎を売っていこうという施設でもあります。ですから、デザインと一体化したということも考えていかなきゃならないのかなと思うんですけども、焼酎のデザインを担当してくれたデザイナーたちの御意見も聞いていく必要があるのかなという気がするんですけども、それは頭にあるんでしょうか。

○勝又委員長

総務課参与。

○総務課参与

実はこの件につきましては、先日御案内のとおり焼酎の部分につきましてデザイナー・クリエイターの方々がお越しいただいて、いろんな部分のまた新たな提言をいただいたり、実際に情報交流施設も見ていただきました。その中で例えば焼酎はこういうふうに見せていくと良いんじゃない

ないかとそういった話の中で、その名称なりロゴなりどうなっていますかっていう向こうから御質問をいただきました。まだ正式にはお伝えしていませんけれど、こういう候補が挙がっていますという案内をしたところ、もし良かったらそういったデザインについても援助ができるよというような話もしていただきましたので、そういった部分の専門家でもありますので、そういったところで投げかけているところでございます。焼酎をデザインしてくれた方々にも専門的な御指導とデザインについて提案をお願いしているところでもありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○堀川委員

解りました。

○勝又委員長

他、池下委員。

○池下委員

もう1点聞きたいんですけども、今回ここに「きよ～る」の図面があるんですが、テラスに立った時に斜里岳側の斜里川のふもとの町有林ですか。何本か切ったという話を聞いているのですが。その辺どうでしょう。

○勝又委員長

総務課長。

○総務課長

学校林ですよ。たしか個人のところの木を伐採して、学校林等は切ってございません。ただ実際にテラスなり食堂の方から斜里岳の方向を見ると、学校林がかかってきて、斜里岳が余り眺望できないというのは現状だと思います。ある程度整理をしたいなというふうに考えていたんですが、グラウンドのいろいろな砂ぼこりですとかいろんな課題もございまして、今のところは控えているという状況でございます。その辺、ある程度整理ができた段階で、眺望が良くなるように斜里岳が見えるような形の整備の仕方も検討していかなければならないのかなと考えてございます。

○勝又委員長

よろしいですか。他ありませんか。議長。

○田中議長

今「きよ～る」という事で決まったということで、2年前の焼酎のリニューアルデザインのロゴマークは簡単に出来たものでもないですし、その時の将来的なイメージの中ではマークを商品につけていくイメージだとそういう説明もあったかと思うんです。

今回の施設についても焼酎を販売して、焼酎にはもちろんロゴマークはついている。施設自体についてもどうなんだと考えたことはあるのか。

○勝又委員長

総務課参与。

○総務課参与

焼酎についているロゴマークの件でございますけども、このロゴマークについては当然、この焼酎だけではなくて清里の自然や風景や清里も産物をイメージしたロゴでありますので、今後情報交流施設だけではなくて、例えば小麦の製品であったり、いろんなものがありますけども、そういったところにつけるのはどうかと。いろんな部分でこのロゴと清里の特産品であったり、構造物であったりをいかに結びつけていくのか。結びつける必要があるのか。その辺を一つ一つこれからやっていかなければならない事なのかなと思っておりますし、話はちょっと変わるんですけども、今後美しい村連合に加盟申請をしております、美しい村連合もロゴがあるんですが、いろんなロゴがこれから少しずつ増えていくのかなというような認識もあり、そういった部分のバランスも含めて、そういった部分をどういうふうに活用していくのかというのは、今後じっくりと検討しながら、使えるものについては積極的に使っていきたいなという考えも持っております。以上です。

○勝又委員長

よろしいですか。

○田中議長

説明あったように、せっかくこれから出発して行く施設のイメージも良いと思うんで、十分に考えて活用して、せっかくできたロゴなんて有効に利用するイメージで行ってもらえればと。当初そういった形で町民にも説明しているので、少しやっていったらと思います。

○勝又委員長

他にありませんか。なければ、本日から正式の決定ということで、愛称での「きよ〜る」。今日マスコミの方もいらっしゃっていますけど、今日の意見の中から、なるべくデザインをスピーディーに進めてくれということですので、一つよろしく願いいたしたいと思います。総務課全般にわたってありますか。加藤委員。

○加藤副委員長

一番最初にありました公共施設等管理計画の部分で、30ページの10年後の公共施設見直し削減率が出ているわけですが、ここにも最終の今後の総合管理計画の個別の施設等についての策定も同時に行っていきます。こういう形もあるわけで、今言われている「きよ〜る」の施設等も入ってくるわけです。実際この部分の面積は入ってないかと思う。そしてなおかつ今ケアハウスの問題、そしてさらに認定こども園。そういうことから言ったら、この総合的に見直し計画をどう進めていくのか。いろんな形でこの人口構成や年齢割合、そして基本的に負担をしていかなくてもならない施設と我慢ができる環境と、この部分を常時見直して、真剣に今の環境の中で要望に答えていくと、結果的に何もできないで終わってしまっても大変な状態になるかと。このように思うんで、できるだけ3、5年の短いスパンでこの計画をどういう形で進めていくのか。実行す

るための計画として、ぜひ進めていただきたい。

○勝又委員長

総務課長。

○総務課長

加藤副委員長の御意見のとおりだと考えてございまして、このへんを考慮しながら、今言ったとおり、最終的には40年、当面は10年間という形で計画をさせていただきます。当然見直し入れながら実効性のあるものにしていきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○勝又委員長

よろしいですか。加藤委員。

○加藤副委員長

そのためには言われたように毎年毎年きちっとした見直しをされて、推進をしていただきたいと思います。

○勝又委員長

ありませんか。無ければ総務課は以上で終わりたいと思います。ご苦労様でした。

○勝又委員長

それでは、続きまして消防署清里分署、1点、平成28年度斜里地区消防組合清里分署及び清里消防団の主な事業について。分署長。

○消防分署長

消防署清里分署からの提出議題であります平成28年度斜里地区消防組合消防署清里分署及び清里消防団の主な事業日程について、担当係長よりご説明申し上げます。

○勝又委員長

担当係長。

○消防予防係長

平成28年度斜里地区消防組合消防署清里分署および清里消防団の主な事業日程についてご説明いたします。1ページ目をお開き願います。

平成28年度の主な事業日程について、記載順に説明いたします。なお各事業の詳細につきましては、実施予定日が近づき詳細が決まりましたら、その都度直近の委員会で説明させていただきます。まず春の火災予防運動につきましては、4月20日水曜日から30日土曜日までの11日間で実施いたします。なお、そちらの詳細につきましては後ほど説明いたします。

次に、斜里分会連合演習ですが、今年度は清里町が当番となりまして斜里郡3町の連合演習を

5月22日、日曜日に実施いたします。

次に清里消防団防災訓練にですが、8月28日、日曜日に実施する予定で現在調整中でございます。

次に、秋の火災予防運動につきましては、10月15日土曜日から31日月曜日までの17日間で実施いたします。次に歳末警戒活動につきましては、12月26日、月曜日から30日金曜日までの5日間で実施いたします。

最後に清里消防団出初式ですが、こちらは平成29年1月4日水曜日に実施いたします。主な事業日程につきましては以上でございます。

続きまして、(2)春の火災予防運動の実施について記載順に御説明いたします。初めに、実施時期につきましては、4月20日水曜日から4月30日土曜日までの11日間で、実施いたします。次に周知方法ですが、広報きよさと4月号、町ホームページ及び18日開催の自治会長会議にて住民には周知し、公共施設や各事業所等に啓蒙ポスターを配布し、掲示してもらうことで、運動等の周知と火災予防意識の高揚を促してまいります。次に期間中の行事ですが、①の啓蒙サイレン吹鳴につきましては、期間中19時から30秒吹鳴いたします。②の火災予防パレードにつきましては、期間の初日であります4月20日水曜日に消防団員の協力のもと実施いたします。実施時間は、清里地区が午前9時から札弦地区が午前10時10分から緑地区が午前10時50分から、それぞれ実施いたします。③火災予防啓蒙事業所訪問ですが、こちらも4月20日水曜日午前9時から消防団員の協力のもと啓蒙ポスター等を配布して運動の周知と火災予防の呼びかけを行います。④防火査察の実施につきましては、4月21日木曜日に防火対象物等危険物施設の立入検査を職員で行います。天候不良の場合に備え、予備日を翌日の4月22日に設定しております。また4月25日、月曜日から4月28日木曜日までの日程で一般住宅防火訪問を職員で実施いたします。今回は、水元地区と新町地区のおよそ360世帯を対象として火災予防の呼びかけ、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の普及促進を図ってまいります。⑤の町内火災予防広報活動ですが、期間中に職員による昼間の広報活動等消防団員による夜間の広報活動を実施いたします。以上で説明を終わります。

○勝又委員長

ただいま、主な事業日程の平成28年度主な事業日程、春の火災予防運動の実施についての説明がございました。委員の皆様から。ありませんか。無いようですので消防署清里分署について終わりたいと思います。ご苦労様でした。

○勝又委員長

2. 次回の委員会の開催について。局長。

○議会事務局長

次回の委員会につきましては、未定でございます。

○勝又委員長

3. その他、委員の方でその他ございませんでしょうか。

無ければ、事務局から。

○議会議務局長

ございません。

●閉会の宣告

○勝又委員長

それでは、第4回総務文教常任委員会を終わらせていただきます。どうもご苦労様でした。

(閉会 午前 9時54分)